第二十八条第一項第一号中「千分の四十八・三七五」を「千分の五十・七五」に、「千分の五・三八」を「千分の六・一〇」に、「千分の四十五・四二」を「千分の四十八・〇二」に、「千分の五十一・三三」を「千分の五十三・四八」に改め、同項第二号中「千分の三十八・七〇」を「千分の四十・六〇」に、「千分の四・三〇」を「千分の四・八八」に、「千分の三十六・三三」を「千分の三十八・四二」に、「千分の四十一・〇七」を「千分の四十二・七八」に改め、同条第二項第一号中「千分の二・三五」を「千分の二・六〇」に改め、同項第二号中「千分の一・八八」を「千分の二・〇八」に改める。

第二十八条の二第一項第一号中「千分の九十六・七五」を「千分の百一・五〇」に、同項第二号中「千分の百七・五一」を「千分の百十三・七〇」に改める。

第三十三条中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二号中「九百四十五円」を「九百五円」に改める。

附則第八項中「傷病手当金附加金」を「第二十六条の八に規定する傷病手当金附加金（以下「傷病手当金附加金」という。）」に改める。

附則第九項中「第二十六条第一項に規定する」及び「（以下「傷病手当金附加金」という。）」を削り、「第二十六条第一項の」を「第二十六条の八の」に改める。

附則第十一項及び第十二項を次のように改める。

11　一部負担金の額等の払戻しは、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第六十二条の二の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第百三十六条の規定によりその例によることとされた船員保険法第八十三条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が一件につき二万五千円（上位所得者に係るものにあつては、五万円）を超えるときは、その超える金額に相当する額（百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

12　前項の規定にかかわらず、施行令第二十三条の三の三第一項第一号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合又は船員保険法施行令第八条第一項第一号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金の額等の払戻しは、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が五万円（上位所得者に係るものにあつては、十万円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する金額（百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第二十三条の三の三第一項第一号イからニまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第八条第一項第一号イからニまでに掲げる金額のうち二万五千円（上位所得者に係るものにあつては、五万円）以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が一件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が二万五千円（上位所得者に係るものにあつては、五万円）未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に二万五千円（上位所得者に係るものにあつては、五万円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

附則第十三項中「第二十六条第二項から第四項まで」を「第二十六条の二第三項から第五項まで及び第二十六条の三第二項」に改める。

附則第十四項第一号中「千分の四十八・三七五」を「千分の五十・七五」に、「千分の三十八・七〇」を「千分の四十・六〇」に、「千分の五・三八」を「千分の六・一〇」に、「千分の四・三〇」を「千分の四・八八」に改め、同項第二号中「千分の二・三五」を「千分の二・六〇」に改める。

別表第三公立学校共済組合群馬支部の項中「公立学校共済組合前橋宿泊所」及び「群馬県前橋市」を削る。

附　則

1　この変更は、平成二十五年四月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　改正後の第二十六条の二、第二十六条の三、附則第十一項及び第十二項の規定は、実施日以後に給付事由が生じたものについて適用し、同日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

3　実施日から平成二十六年一月三十一日までの間の診療について、改正後の第二十六条の二第一項及び第二項、第二十六条の三第一項並びに附則第十一項及び第十二項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条の二第一項	二万五千円（地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「施行令」という。）第二十三条の三の四第一項第二号に掲げる組合員又は船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第一項第二号に掲げる被保険者である組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、五万円）	二万円
第二十六条の二第二項	、施行令	、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「施行令」という。）
	除く。）又は船員保険法施行令	除く。）又は船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）
	五万円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、十万円）	四万円
	二万五千円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、五万円）	二万円
第二十六条の三第一項	二万五千円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、五万円）	二万円
附則第十一項	二万五千円（上位所得者に係るものにあつては、五万円）	二万円
附則第十二項	五万円（上位所得者に係るものにあつては、十万円）	四万円
	二万五千円（上位所得者に係るものにあつては、五万円）	二万円

4　平成二十六年二月一日から平成二十七年三月三十一日までの間の診療について、改正後の第二十六条の二第一項及び第二項、第二十六条の三第一項並びに附則第十一項及び第十二項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条の二第一項	二万五千円（地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「施行令」という。）第二十三条の三の四第一項第二号に掲げる組合員又は船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第一項第二号に掲げる被保険者である組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、五万円）	二万五千円
第二十六条の二第二項	、施行令	、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「施行令」という。）